

4号所得の空洞化

増 井 良 啓

目 次

はじめに

I 4号所得に対する源泉地国課税

II 中核部分の空洞化

1 非課税措置の増殖

2 民間国外債の利子を非課税にする

(1) 内国法人の発行する外貨債

(2) 外貨債の利子に関する非課税措置の導入・廃止・再導入

(3) 民間国外債の利子の非課税

(4) 外為法自由化への対応

3 東京オフショア市場の開設に対応する

4 振替国債・振替地方債・振替社債の利子を非課税とする

(1) 一括登録国債の利子の非課税

(2) 振替国債の利子の非課税への改組

(3) 振替地方債の利子を非課税対象に追加

(4) 振替社債の利子の非課税措置

III 今後の展望

1 現行法の姿

2 非課税措置の恒久化

3 源泉徴収義務者の義務と責任

4 4号所得以外のポートフォリオ投資のリターン

はじめに

4号所得とは、国債・地方債・債券の利子を中心とする国内源泉所得の一類型である。所得税法161条4号に規定があるところから、4号所得と呼ばれている。非居住者や外国法人が支払を受ける利子がこの4号所得に該当すると、支払者が源泉徴収を行う。これが、所得税法のたてまえである。

ところが現実には、租税特別措置法に種々の非課税措置が設けられ、このたてまえには徐々に例外が生じてきた¹。しかも平成22年度税制改正では、非課税措置の対象が振替社債の利子と償還差益にまで拡大されたうえ、いくつかの非課税措置について適用期限が撤廃された。事ここに至っては、4号所得に対する源泉地国課税のたてまえは、その中核部分についてほとんど空洞化したといつても過言ではない。

そこで本稿では、4号所得に対する非課税措置の展開を簡単に概観し、課税の空洞化の先にある課題を展望する。本稿で参照した法令の基準時は2011年4月1日であり、平成23年度税制改正は執筆時点では国会未通過のため叙述に反映していない。

I 4号所得に対する源泉地国課税

日本国は、①居住者・内国法人に対する全世界所得課税と、②非居住者・外国法人に対する国内源泉所得課税を、併用している。①が居住地管轄に基づく課税であり、②が源泉地管轄に基づく課税である。4号所得に対する課税は、②の系列に属するものであり、しかも、特定の金融資産から生ずる利子を対象にしているという特性がある。このことの意味を敷衍しよう。

源泉地管轄に基づく課税は、実物資産から生ずる所得については、理解しやすい。たとえば、日本国内に所在する不動産を貸し付けることの対価や、この不動産を譲渡して得られる譲渡益などは、日本と領域的なつながりが強い。ゆえに、非居住者や外国法人がこのような所得を稼得する場合、日本国が源泉地国として課税するのである。

これに対し、金融資産から生ずる所得については、領域との結びつきを観念することが

やや難しくなる。たとえば、会社の発行する社債は、金融資産の典型例である。社債が価値をもつのは、その社債を保有することによってもたらされる将来キャッシュフローを予測できるからであり、要するに、資金の借り手である会社がきちんと元利を返済してくれるだろうという期待にもとづいている。ということは、社債の価値は、究極的には、発行体である会社で働く人や工場など、人的資産と物的実物資産がもたらす付加価値に由来していることになる。

ここで、人や工場の物理的所在地は容易に特定できる。しかし、会社や社債がどこにあるかは、人為的なルールを設けることによってはじめて特定できる。この点につき、日本法は、国内に本店を有する株式会社を内国法人としたうえで（所税2条1項6号）、内国法人の発行する債券の利子を4号所得として国内源泉所得としている（所税161条4号イ）。つまり、内国法人にあたるかどうか、そして、内国法人の発行する社債であるかどうか、といったテストを経てはじめて、日本の国内源泉所得として課税を行うのである。なお、4号所得に該当するためには、さらに、所得税法23条1項に規定する利子等であることを要するから、公社債の利子のうち、分離利息振替国債にかかるものが4号所得からは除かれる（所税161条4号柱書、23条1項括弧書き）。

この例から、金融資産から生ずる所得に対して源泉地国課税を行うために、いくつかハードルがあることが直感的にわかるであろう。土地や工場のような実物資産と異なり、金融資産は抽象度の高い観念的存在であり、物理的な所在を観念することが難しい。仮に権利を表章するペーパーを動産としてとらえ、その所在地を基準に領域との結びつきを決めることにしたとしても、ペーパーはペーパーにすぎないから、権利内容の実質に関係なくその地理的所在を操作することは、納税者にとってきわめて容易である。しかも、ペーパレス化がすすめば、そのような所在地すらも消滅してしまい、残るのはコンピュータ上の電子的記録のみになってしまう。

II 4号所得に対する源泉地国課税の空洞化

1 非課税措置の増殖

かねてより、4号所得に対する源泉地国課税については、公社債の利子を中心として、

種々の非課税措置が設けられてきた。

すなわち、現行所得税法の下で、4号所得は、次のように定義されている（図表1）。

図表1 4号所得の定義

所得税法161条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

4 第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

- イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子
- ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの
- ハ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この編において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金の利子
- ニ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配

このうち、イに掲げるのが公社債の利子に関する部分であり、4号所得の中核部分である。この部分について、非課税措置が増殖してきたのである。

以下では、非課税措置の歴史的展開を、3つの措置にそくして整理してみよう。なお、ここでは利子にかかる源泉所得税にのみ着目することとし、償還差益の課税や法人税との関係についてはのちにⅢでまとめて言及する。

2 民間国外債の利子を非課税にする

（1）内国法人の発行する外貨債

最も初期から例外的な措置が講ぜられたのが、内国法人の発行する外貨債についてであった。昭和37年（1962年）のことである。

この年の税制改正で、国内源泉所得に関する現行規定の原型が立法化された。現在の4号所得のイの部分に対応する規定は、「国債、地方債又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する債券の利子（所税1条3項2号）」であり、日本国

内に本店を有する法人の発行する債券の利子が国内源泉所得とされていた。つまり、発行体が内国法人であるか否かを基準として国内源泉所得の範囲を定めていたのであり、この基準は現行法と同じである。言い換えれば、発行体が内国法人でありさえすれば、外貨建てであるか円建てであるかを問わず、また、起債市場が外国であるか日本であるかを問わず、その債券の利子は国内源泉所得とされた。

しかしこうなると、内国法人の発行する外貨債を、非居住者や外国法人が買ってくれないおそれがある。そこで、外貨債の円滑な発行と消化に資するため、租税特別措置法によって、非居住者または外国法人が支払を受ける利子について、税率を20%から10%に軽減する措置が講ぜられた（税特措7条の2）。当初この措置は3年間の時限措置であったところ、のちに適用期限が延長された。

昭和40年の所得税法全文改正により、4号所得に関する規定がほぼ現在の形をとるようになる。源泉徴収に関する規定も大幅に整備された。

（2）外貨債の利子に関する非課税措置の導入・廃止・再導入

その後、昭和43年（1968年）の税制改正で、租税特別措置法による上述の税率軽減措置は、非課税措置へと改組された（税特措7条の2）。そのねらいは、国際収支の安定のため、民間外貨債の発行を促進することにあった。この非課税措置は、適用期限が限られていた。また、最終償還日までの期間が3年以上であるものに非課税措置の適用対象を限定していた。

日本の外貨事情の好転に伴い、昭和47年（1972年）の改正で、非課税措置をやめて税率軽減措置に戻した（税特措7条の2）。適用期限を区切り、昭和47年4月1日から昭和49年3月31日までの間に発行した外貨債に対象を限定していた。また、その発行日から最終償還日までの期間が5年以上であるもののみに適用があった。この当時のこのような規定振りからは、4号所得に対する源泉徴収を本則としつつ、あくまで例外的な特別として、税率軽減措置を設ける、という立法の態度がうかがわれる。

ところが、昭和49年（1974年）には、石油ショックを受けて外貨事情が急変し、非課税措置が再導入された（税特措7条の2）。この規定は適用期限を区切っていたところ、その後何度も適用期限が延長され、昭和59年改正により昭和61年3月31日発行分までとされるまで続いた。

こうして、いつ発行されたかに応じて、税率軽減措置の対象になる外貨債と、非課税措置の対象になる外貨債が、市場で混在するという可能性があったことになる。

(3) 民間国外債の利子の非課税

昭和59年（1984年）、内国法人にとって、円建て外債の公募発行が認められた。そして、金融資本市場の自由化を検討する日米円ドル委員会の検討に基づき、昭和60年（1985年）の改正で、円建て債も非課税の対象に含めることとした。また、国外で発行する債券（利子の支払が国外で行われるものに限る）を対象とすることとした。これが、民間国外債の利子の非課税措置である（税特措6条）。この改正を一覧にしたのが、図表2である。

図表2 外貨債非課税から民間国外債非課税へ

旧法	新法
外貨債であれば国内発行も含む	外貨債・円建て債を問わない 国外で発行する債券（利子の支払が国外で行われるものに限る）のみ

この措置には適用期限が付されていたところ、その後相次いで適用期限が延長され、平成9年の改正により平成10年3月31日まで発行分とされるまで続いた。

(4) 外為法自由化への対応

平成10年（1998年）4月から、新外為法の下で、居住者や内国法人が国外に証券口座を自由に開設し、その口座を通じて債券や株式などに投資できるようになった。その当時に「金融ビッグ・バン」あるいは「金融システム改革」と呼ばれた改革の一環である。この状況の下で、居住者や内国法人が、非居住者や外国法人であるふりをして、国外で民間国外債の利子を受け取り、非課税措置を濫用することが懸念された。そこで、租税特別措置法の仕組みを次のように改め、本人確認制度を設けた²。

一方で、居住者または内国法人が民間国外債の利子の支払を受ける場合、発行体が15%

の税率で所得税の源泉徴収を行う（税特措6条1項から3項）。

他方で、非居住者または外国法人が民間国外債の利子の支払を受ける場合、非居住者または外国法人であることにつき原則として本人確認を行ったうえで、非課税措置を適用する（税特措6条4項以下）。

この本人確認制度の導入にあわせて、適用対象となる民間国外債の償還期限の限定を廃止した。ただし、適用期限は限定されていた。この適用期限を撤廃したのが、平成22年（2010年）の改正である。立案担当者は、その趣旨につき、「既に制度として定着したものと考えられること等を踏まえ、適用期限が撤廃（恒久化）されました」と述べている³。

このようにして、内国法人が国外で発行する債券の利子は、その支払が国外でされるものである場合、恒久的措置として、源泉徴収を免れることになる。非居住者・外国法人が支払を受ける民間国外債の利子については、源泉所得税を非課税とすることがすでに「制度として定着した」ものと考えられているのである。

2 東京オフショア市場の開設に対応する

昭和61年（1986年）に、外為法の改正により、国内市場から遮断された東京オフショア市場が創設された。東京市場を国際金融センターとして発展させるための措置である。このとき、金融面のみならず、税制面でも措置を講ずることになった。すなわち、特別金融取引勘定（オフショア勘定）が受け入れる預金・借入金の利子について、源泉所得税を非課税とした（税特措7条）。その後、外為法の改正に対応するなど数次にわたる改正を経て、現行法に至っている。

当初は適用期限を区切っていたところ、それは累次延長されてきた。そして、平成20年（2008年）の改正により、期限を付さないこととされた。その趣旨について、立案担当者は次のように述べている⁴。

「本措置については、従来、変化の速い金融取引に係るものであり運用状況等を踏まえた適時の見直しが必要である等の見地から、期限（2年）を付してきました。しかし、今般、本措置の期限のあり方につき、措置が切れた場合の影響、措置の運用状況、諸外国の状況等を精査し総合的に検討したところ、期限を付さないこととされました。」

こうして結局のところ、この非課税措置も恒久化したのである。

4 振替国債・振替地方債・振替社債の利子を非課税とする

(1) 一括登録国債の利子の非課税

平成11年（1999年）、非居住者・外国法人が支払を受ける一括登録国債の利子につき、所得税を課さない旨の規定が設けられた（税特措5条の2）。

その趣旨は「円の国際化」にあった。円の国際化とは、海外における円貨の保有と利用を推進し、円を国際的に流通させることである。1980年代の金融自由化の流れの中で課題として指摘され、2でみた東京オフショア市場の開設時にも議論されていた。1990年代後半には、アジア通貨危機においてドルへの過剰依存に反省が高まり、欧州におけるユーロ導入が迫っていた。この中で、円の国際化が改めて脚光を浴びた。そこで、円の国際化の観点から、日本の短期金融市场の厚みを増し、海外投資家が日本国債に投資しやすくするため、税制上の措置として、非課税規定を設けることにしたのである。

一括登録国債とは、一定の要件を満たす非居住者・外国法人が、受寄金融機関等（たとえば日銀）に対しその受寄金融機関等の国内にある営業所または事務所を通じて混載寄託をしている国債で、銘柄ごとに一括して登録がされているものということをいう。この一括登録国債の利子が、本人確認の手続をふむことによって、非課税とされたわけである。こうして、日本国債を買った海外投資家は4号所得として源泉徴収の対象となる事態を免れることになるから、それだけ利回りが良くなり、国債消化に資することになる。

(2) 振替国債の利子の非課税への改組

平成14年（2002年）には、証券決済制度が整備され、社債や国債について、券面を必要としない新たな振替制度が設けられた（社債株式等振替法）。いわゆるペーパーレス化である。決済期間が短縮され、多層構造の振替決済がつくられた。従来の一括登録国債は、振替国債に移行した。

これに対応して、これまでの一括登録国債の利子の課税の特例が、振替国債の利子の課税の特例に改組された（税特措5条の2）。すなわち、特定振替機関等（たとえば日銀）から開設を受けている口座において、その特定振替機関等の営業所等を通じて振替記載等（振替口座簿への記載や記録のこと）を受けている振替国債の利子を、一定の要件の下に非課税とした。同様にして、適格外国仲介業者（たとえばニューヨークに本店のある外国口

座管理機関で日本橋税務署長の承認を受けたもの）から開設を受けている口座において、その適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている振替国債の利子も、一定の要件の下に非課税とした。非課税措置を利用するための一定の要件の中心が、本人確認手続を満たすことである。

（3）振替地方債の利子を非課税対象に追加

平成19年（2007年）には、振替地方債の利子についても、振替国債の利子と同様の手続の下で、非課税とされた（税特措5条の2）。

こうして現在、振替国債と振替地方債については、本人確認手続をふむことによって、利子の支払を受ける非居住者・外国法人は所得税の源泉徴収を免れることができる（税特措5条の2第1項）。外国投資信託の受託者である非居住者・外国法人が、当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債・振替地方債の利子についても、当該外国投資信託が法定の適格要件を満たす場合につき、非課税措置が適用される（税特措5条の2第2項）。

所得税を課さない旨の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債・振替地方債の利子で、その者の国内において事業において行う事業に帰せられるものについては、適用しない（税特措5条の2第3項）。源泉徴収はせずに（同項第2文）、所得税の申告納税を行う。同様にして、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける振替国債・振替地方債の利子について、法人税を課さない旨の規定は、適用しない（税特措67条の17第9項）。

この振替国債・振替地方債の利子の非課税措置には、適用期限が区切られていない。所定の本人確認手続をとることを前提として、恒久的措置として仕組まれているのである。

（4）振替社債の利子の非課税措置

平成22年（2010年）の改正で、振替社債の利子について、非課税措置が講ぜられた（税特措5条の3）。

所得税の源泉徴収を免除するための手続は振替国債についてのそれと基本的に同様であり、非課税適用申告書の提出、所有期間明細書の提出、本人確認、非課税区分口座の設定、適格外国仲介業者の承認などについて規定がある。

社債が国債と異なる点のひとつが、発行者が民間の主体であって、それ自体として法人税の納税義務を負う点である。そして、社債の発行者の課税所得の計算上、利子の支払は損金に算入され、課税ベースを減少させる。そのため、発行者の法人税を減少させつつ、同時に、源泉徴収も免れてしまうことが警戒された。対策として、利益連動債の利子（税特措5条の3第4項1号、税特措令3条の2第8項）や、振替社債の発行者の特殊関係者が支払を受ける利子（税特措5条の3第2項）は、非課税措置の対象外とされた。

いまのところこの非課税措置は限時的措置であり、平成25年3月31日までに発行された振替社債の利子を適用対象としている。

III 今後の展望

1 現行法の姿

以上、振替国債と振替地方債の利子（税特措5条の2）、振替社債の利子（税特措5条の3）、民間国外債の利子（税特措6条）について、非課税措置が講ぜられてきたことをみた。こうして、非居住者・外国法人が支払を受ける4号所得に対する源泉徴収は、その中核部分が空洞化している。すなわち、4号所得のうち「イ　日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子」は、たてまえ上は国内源泉所得として源泉所得税の対象とされているにもかかわらず、租税特別措置法により、かなりの部分が所得税を課されないこととされているのである。

公社債のリターンとして利子とならんで重要なのが、償還差益や発行差金である。利子だけが非課税であって、償還差益や発行差金について何らの措置も講じないので、アンバランスが生じてしまう。そこで、償還差益や発行差金についても、利子に対する非課税措置と平仄をとるように、所得税と法人税が非課税とされている（税特措41条の13、67条の17）。このように、非課税措置の対象は、単に4号所得にとどまらず、1号所得のうち「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」（所税161条1号、法税138条1号）にも及んでいる。源泉地国課税の一環として申告納税の対象となる場合についても、非課税措置が及んでいるのである。

このことをまとめたのが、図表3である。

図表3 現行非課税措置の一覧

5条の2 振替国債・振替地方債の利子	41条の13 債還差益・発行差金（所得税の申告納税）
5条の3 振替社債の利子	67条の17 利子・債還差益・発行差金（法人税の申告納税）
6条 民間国外債の利子	
7条 東京オフショア市場の預金利子	

2 非課税措置の恒久化

これらの措置は、振替社債の利子についての非課税措置を除き、恒久化されている。そのいくつかはすでに長年にわたって定着し、その存在が国際金融市場の動きに織り込まれている。その意味で、形式的には租税特別措置法に設けられている特則とはいえ、もはや4号所得に関する基本的な課税ルールの一部を成しているというべきであろう。

そして、今後とも、この状況が覆ることはあまり予想できない。その理由は3つある。

第1は、法的統制の弱さである。論者によつては、上述の非課税措置がすべて租税特別措置法に定められていることから、租税特別措置の整理の一環として廃止や縮小の対象とされるのではないか、と考える向きがあるかもしれない。たしかに、平成22年度改正は租税特別措置透明化法を導入し、特別措置の整理に向けた一歩を踏み出した。しかし、この仕組みの下で適用額明細書の提出が義務づけられているのは、法人税に関する減収措置であり、具体的には租税特別租税措置法第3章の規定である。よつて、図表3に示した5条の2から7条にかけての源泉所得税に関する非課税規定は、財務大臣が実態調査の必要があると認めるときに、調査するにすぎない。

第2は、経済的状況である。金融市場の自由化とグローバル化に直面する中で、源泉地国課税の範囲を縮小する動きは、1980年代以降、顕著な国際的潮流となっている。すなわち、1984年に米国がポートフォリオ利子を非課税にして以降、主要経済国がこれに追随せざるを得なくなった。足の速い金融所得に対する源泉地国課税は、もともと困難をかかえているのである。

第3は、理論の動向である。租税支出（tax expenditure）に関する研究自体が、源泉地国課税のルールのあり方に斬り込むことをしないのが通例である。1985年に出版されたサ

リー教授らの著名な書物は、次のように指摘している⁵。いわく、「外国人の課税を律するルールは租税支出分析の影響を受けにくい。この分野では、租税立法者は規範的争点に関する決定に基づき技術的ルールを案出する作業に従事しているのではない。そうではなく、租税立法者は、個別事案に対するアド・ホックな解答を実施するためにルールを供給しているのである。これらの雑多なルールは租税支出でもなければ租税ペナルティーでもない。」

このような法的・経済的・理論的状況からすると、非課税措置は少なくとも当分の間は存続すると考えるのが自然であろう。

3 源泉徴収義務者の義務と責任

このように、源泉地国課税を排除するルールが定着する中で、実務上の問題関心は、本人確認のための手続をどのように簡素かつ確実なものにするか、という方面に向けられていく。この見地から、今後この分野でますます重要になるであろう点は、非課税措置を適用するに際しての手続的負担をどう処理するかである。とりわけ、階層化の進む国際証券投資について、「情報のあるところ」から「情報を必要とするところ」へと、いかにして円滑に情報を伝達すべきかという問題が肝要である⁶。

おりしも、米国のオバマ政権下では、一国のみで国外金融機関に対して顧客の情報提供を求める立法がなされている⁷。日本でも、源泉徴収に関する権限と責任を支払者に集中するための税制を整備することを視野に入れて、総合的に得失を研究することが求められよう⁸。

4 4号所得以外のポートフォリオ投資のリターン

本稿は、4号所得に対する源泉地国課税の空洞化を明らかにした。他のポートフォリオ投資のリターンとの比較は、次の課題である。

【注】

- 1 増井良啓「取引環境の電子化と資本所得の課税」金子宏編著『二訂版所得税の理論と課題』275頁、283-284頁（2001年、税務経理協会）。
- 2 加藤治彦・谷口和繁「国境を越える資金移動の自由化に対応した税法上の2制度の導入について」水野忠恒編著『2訂版国際課税の理論と課題』317頁、333頁（2005年、税務経理協会）。
- 3 『平成22年版改正税法のすべて』528頁（2010年、大蔵財務協会）。
- 4 『平成20年版改正税法のすべて』524頁（2008年、大蔵財務協会）。
- 5 Stanley S. Surrey and Paul R. McDaniel, Tax Expenditures 166-167 (Harvard University Press, 1985) .
- 6 宮崎裕子「クロス・ボーダー投資と源泉徴収制度のあり方に関する一考察」金子宏編『租税法の発展』657頁（有斐閣、2010年）。
- 7 出中良「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握方法—米国の適格仲介人（QI）制度・FATCAの展開—」金融研究30巻4号313頁（2011年）。
- 8 増井良啓「租税条約実施特例法上の届出書の法的性質」税務事例研究114号56頁、78頁（2010年）

(禁無断転載)

(非売品)

平成24年7月15日印刷

平成24年7月15日発行

金融取引と課税（2）

発行 ◎公益財団法人 トラスト60

東京都中央区八重洲2-3-1

Tel. 03-3286-8480 (代表)

<http://www.trust60.or.jp/>

印刷：(株) ディグ